

BE KOBE

**令和 7 年度
兵庫県予算に対する提案・要望**



神戸市

神戸市政の推進にあたり、平素より格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

2025 年 1 月には阪神・淡路大震災から 30 年の節目を迎えます。神戸はこれまで市民が力をあわせ、ともに助け合うことで、震災の苦難を乗り越え、復興と発展を果たしてきました。一方で、東京一極集中や孤独・孤立、地域社会の希薄化、長引く物価高騰や気候変動による自然災害の増加など、多くの政策課題に直面しています。中でも全国的な少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速し、本市においても人口減少の傾向が顕著になっています。今後は、本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案（E B P M）により、人口の減少幅をできる限り抑制するとともに、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。S D G s（持続可能性）の視点に基づいた施策を積極的に展開することにより、くらしの質と都市の価値を高め、市民一人一人が幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めてまいります。

また、果敢な成長戦略により、都市の成長を促す好循環を創出していくことで、将来世代が過度な負担を背負い込むことがないように、未来を見据えた持続可能な自治体経営を行ってまいります。さらに、神戸空港の国際化に向けた取り組みをはじめ、国際都市としての価値を高め、神戸を「さらなる高み」へ押し上げることで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしてまいります。

新長田駅周辺の活性化など、これまでも様々な県市協調施策に取り組んできたところであり、引き続きその姿勢でより良い施策を展開していきたいと考えております。

本書に掲げるものは、本市が大都市としての役割と責任を果たすために必要な事項を厳選しておりますので、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和 6 年 12 月

神戸市長 久元 喜造

提案・要望項目

| 重点項目

1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進	1
2. 広域幹線道路ネットワークの機能強化	3
3. 都心・三宮再整備の推進	6
4. 市街地再整備の推進	7
5. グリーン社会の実現	8
6. 防災対策の推進	9
7. くらしの安全・安心の確保	11
8. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実	13
9. 地方創生・権限移譲の推進	16

| その他項目

1. まちの活力の創出	19
2. 安全・安心なまちづくりの推進	22
3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実	23

重点項目

兵庫県予算に対する提案・要望
神戸 戸 市

1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

»産業労働部、土木部、教育委員会

1) 神戸空港の航空需要拡大に対する支援

○ 新たな市場開拓

- ・神戸空港が関西全体の航空需要の拡大に寄与するため、県内はもとより神戸以西の自治体や企業への需要喚起を積極的に行い、神戸空港を活用した交流人口の拡大に資する新たな市場開拓を市と連携して進めること

○ 神戸空港の国際化を見据えた取組み

- ・神戸空港の国際化を見据え、県内各地において魅力的な観光コンテンツの創出・磨き上げを行うとともに、神戸市も含め各地の観光コンテンツを連携させ、インバウンド誘客、回遊性の向上のための一体的なプロモーションに取り組むこと
- ・グローバルで活躍する人材の育成に向け、修学旅行等で海外を訪問し、海外の文化やスポーツ等と接する機会を確保するため、県下の高等学校が神戸空港からの国際チャーター便を活用するよう働きかけるとともに、支援制度を創設すること

○ 新飛行経路の導入に関する取組み

- ・住民の生活環境を守るため、新飛行経路に応じた騒音観測地点の増設、環境監視結果の効果的な広報や相談・対応、改善策の検討等を行う関係者会議の設置など、環境監視体制の強化に取り組むこと
- ・新飛行経路の導入に伴う神戸空港の容量拡張・国際化が、地域の振興や経済発展に繋がるよう、空港とのアクセス強化や観光需要の拡大など、必要な取組みを進めること

2) 神戸空港の広域交通ネットワーク強化

○ 広域的な交通ネットワークの確保

- ・神戸空港の国際化を含む機能強化にあたり、県内をはじめとした主要都市との直通路線バスなどによる交通ネットワークの確保に向けた取組みの実施及び支援を行うこと

3) 神戸空港の機能強化

○ 神戸空港の国際化に向けた C I Q に関する国への働きかけ

- ・ 神戸空港の国際化に向けた C I Q（税関・出入国管理・検疫）の人員体制・予算の確保及び国際プライベートジェットの入国時の受入時間などの制度のさらなる緩和について、関係機関への積極的な働きかけを行うこと

（参考）現在の神戸空港のプライベートジェットの受入れ状況

〔受入れ時間〕 入国時：平日の 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝不可）

出国時：7 時 00 分～23 時 00 分

〔フライトプランの届出〕 入国時：入国日の 14 日前まで（※の場合、7 日前まで）

出国時：出国日の 3 日前まで（※の場合、24 時間前まで）

※商用のため緊急やむを得ない事情がある場合

2. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»土木部

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進に向けた国、阪神高速道路(株)への働きかけ

- 早期の全線供用（六甲アイランド～駒栄）に向けた事業促進
 - ・ 必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すこと
 - ・ 有料道路事業を最大限活用すること
 - ・ 海上部やポートアイランド地区、和田岬以西の事業を推進すること
- 直轄負担金に対する財政措置の拡充
 - ・ 直轄負担金の起債に対して従来の直轄高規格幹線道路並みの財政措置を行うこと

2) 神戸西バイパスの事業促進に向けた国、西日本高速道路(株)への働きかけ

- 早期供用に向けた事業費の確保
 - ・ 自動車専用部及び一般道路部の早期供用に向け、必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すこと

3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進に向けた国への働きかけ

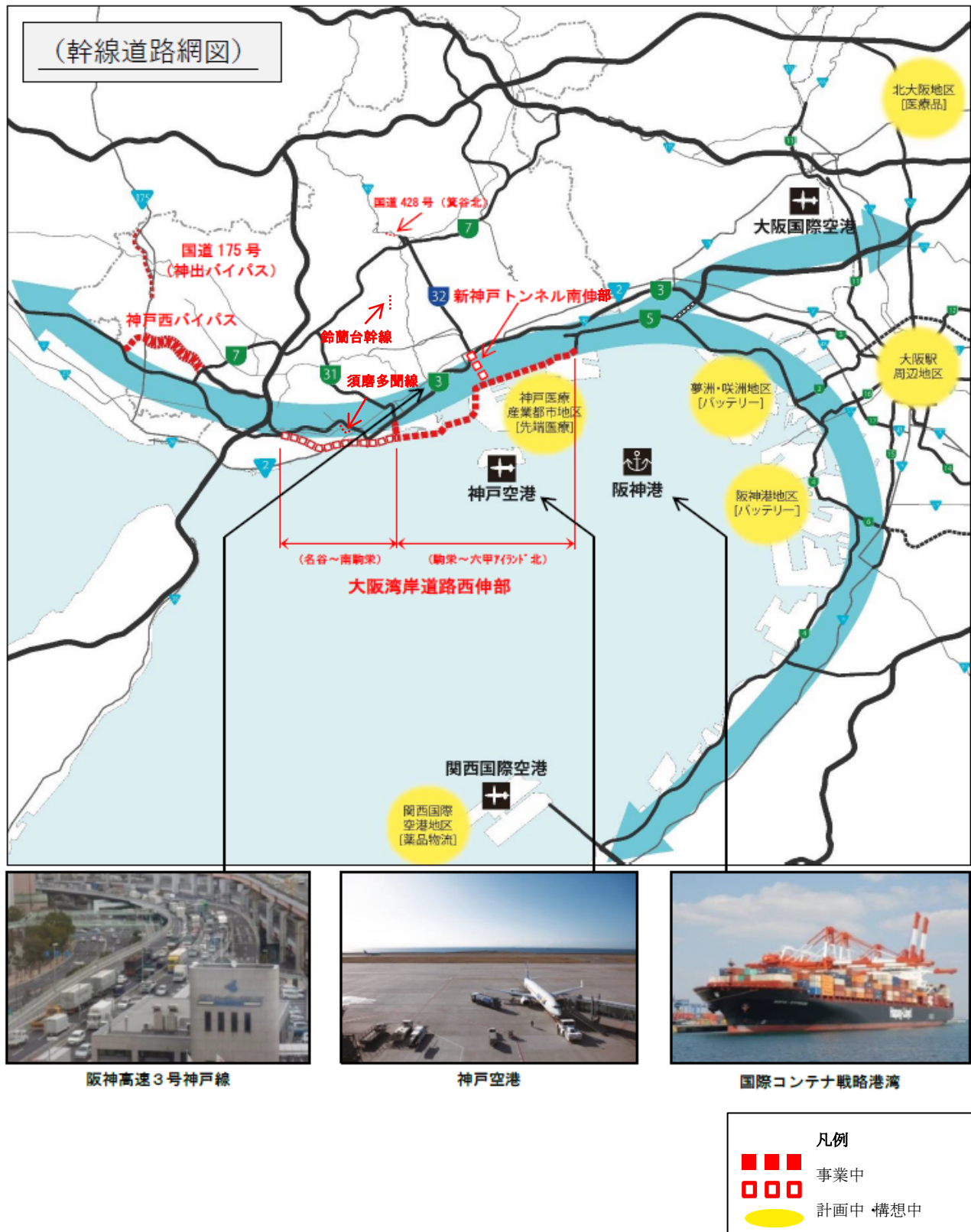
- 国道 175 号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業費の確保
 - ・ 暫定 2 車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保を行うこと
- 主要幹線道路の機能強化
 - ・ 広域ネットワークを充実させるため、ミッシングリンクとなっている新神戸トンネル南伸部など、主要幹線道路の機能強化に対して必要な支援を行うこと

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けた国への働きかけ

○ 利用しやすく様々な課題解決に資する高速道路料金の実現

- ・ 高速道路の有効活用を図るため、ネットワーク整備を着実に進めるとともに、高速道路を賢く使うための料金を実現すること
- ・ 神戸三田線など主要な幹線道路機能を担う一般道路で慢性的に発生している渋滞解消に向けて、本市において、令和5年度より高速道路料金を割引し、一般道路から高速道路への転換を促す社会実験について、継続的に実施している。今後、検証結果を踏まえた実施内容のさらなる見直しなど、引き続き、地域の課題解決に資する料金施策の実現に支援を行うこと

2. 広域幹線道路ネットワークの機能強化



3. 都心・三宮再整備の推進

»総務部、産業労働部、まちづくり部

1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

○ 新たなバスターミナルの整備に対する財政支援

- ・国の直轄道路事業として整備する新バスターミナルⅠ期を含む神戸三宮雲井通 5 丁目地区の市街地再開発事業（令和 9 年 12 月完成予定）について、引き続き事業を遅滞なく安定的に進めていくための財政支援を行うこと

○ 官民が行う公共空間整備に対する財政支援

- ・三宮にある 6 つの駅と周辺のまちを一体的につなぎ、交通拠点としての機能や回遊性を高める「えき～まち空間」の実現に向け、官民が行う公共空間の整備に対する財政支援を行うこと

○ 国際的ラグジュアリーホテルの立地に対する財政支援

- ・本庁舎 2 号館再整備事業において、官民連携により誘致・整備を予定している MICE 機能を有する国際的ラグジュアリーホテルの立地に対し、産業立地促進補助金の補助対象とするなど、必要な財政支援を行うこと

2) 魅力と活力あるまちづくりの実現に向けた連携

○ 三宮再整備と県庁舎周辺を含む元町エリアのまちづくりとの連携

- ・都心エリア全体を一体的に捉えたまちづくりを行うため、県庁周辺のまちづくりの検討に際しては、三宮再整備との相乗効果が発揮できるよう連携を図ること
- ・ＪＲ元町駅西口周辺のバリアフリー化等に関する検討を着実に推進するとともに、ＪＲ元町駅東口のバリアフリー化の早期実現に向けたＪＲ西日本への働きかけについて連携を図ること

4. 市街地再整備の推進

»県民センター、土木部、まちづくり部

1) 市街地再開発事業に対する財政支援の継続

- 現在事業中の市街地再開発事業にかかる財政支援の継続
- 県政改革方針で県補助の見直しが打ち出された市街地再開発事業についての財政支援の継続

2) 新長田駅周辺の賑わい創出に資する取組みの推進

- 県市一体となったまちの活性化の推進
 - ・ 県立総合衛生学院等の移転、駅前広場の再整備や西市民病院の若松公園への移転などをさらなる「まちの賑わい」につなげるため、引き続き「新長田合同庁舎地域連携会議」を活用した取組みを進めるとともに、ＪＲ新長田駅への快速停車及び東口の設置についてＪＲ西日本に対する働きかけを行うなど、県市一体となってまちの活性化を推進すること

5. グリーン社会の実現

»企画部、環境部、まちづくり部

1) 脱炭素社会の実現

○ 水素ステーションに対する財政支援

- ・水素を燃料とする乗用・商用車等の普及のため、水素ステーション整備に対する財政支援を継続すること
- ・県内における整備を促進し、車両利用者の利便性を向上させるため、水素ステーション整備に対する財政支援を実施していない県下市町に対し、積極的な働きかけを行うこと

○ 電動車に対する財政支援

- ・電動車の普及促進のため、個人が導入する燃料電池自動車や交通事業者が導入する電気バス等への財政支援を行うこと

2) 「県民緑税」を活用した都市緑化事業の推進

○ 高質なまちなみを実現するための緑化事業への財政支援

- ・主要な鉄道駅周辺や街路・公園において、市が実施する高質な緑化・飾花事業に必要な財政支援を行うこと
- ・高質な民有地緑化を進めるため、事業者による取組みに対する財政支援の拡充を行うこと

6. 防災対策の推進

»財務部、県民生活部、農林水産部、土木部、警察本部

1) 総合的な土砂災害対策の積極的な推進

○ 砂防・急傾斜地崩壊対策・治山事業の積極的な推進

- ・砂防堰堤等の砂防施設整備及び山腹崩壊対策である治山事業をより一層推進するための事業費を確保すること
- ・急傾斜地崩壊対策事業及び県単独補助治山事業について、近年、事業要望が多く、事業化待ち件数も増加していることから、着実に事業費を確保すること
- ・防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とした「まちづくり連携砂防等事業」の積極的な活用について検討すること

○ 六甲山系グリーンベルト整備事業の計画的な推進

- ・塩屋谷ブロックの早期に事業完了すること

○ 災害に強く豊かな森づくりの推進

- ・県民緑税を活用する「災害に強い森づくり事業」の事業費の確保及び積極的な事業推進、市が実施する事業への財政支援の拡充を行うこと
- ・林野庁所管の補助事業の採択及び事業費確保については県の支援協力が必要であるため、林野庁事業の採択に向け継続的な国への働きかけを行うこと
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備、発生材の有効活用及び市内事業者の育成等の事業に関する専門的・技術的支援を行うこと

2) 河川の治水安全度向上

○ 都市基盤河川改修事業費の確保

- ・河川の氾濫防止や、地域住民に密着した都市河川の整備を引き続き促進し、災害に強い安全なまちづくりを実現していくため、二級河川（妙法寺・伊川・櫛谷川）における都市基盤河川改修事業にかかる事業費を確保すること

(参考) 都市基盤河川の状況

- ・進捗率 約 66%
- ・残事業量 妙法寺川約 3.0km、伊川約 2.9km、櫛谷川約 3.5km
- ・令和 6 年度予算：309 百万円（令和 5 年度予算 309 百万円、R 6 / R 5 = 1.0）

○ 浸水が想定されている河川の河道改修や流域対策の推進

- ・洪水浸水想定区域（計画規模）において浸水が想定されている 35 河川のうち、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」が未策定である表六甲河川等について、これらを早期に策定し、必要な整備を行うこと

（参考）洪水浸水想定区域のある河川の計画策定状況

- ・河川整備基本方針：30/35 河川（12/17 水系）で策定済
- ・河川整備計画：19/35 河川（9/17 水系）で策定済

3）ため池の防災対策の推進

○ 防災重点農業用ため池の整備事業の推進

- ・定期点検により新たに整備が必要と判明した池を含め、着実な整備の推進に必要な事業費を確保すること
- ・地震や異常気象による局所的な大雨等による災害が頻発化しており、県による応急的な防災工事への支援に加えて、事前防災・減災対策及び緊急点検への対応について、強化を図ること

4）電線共同溝整備箇所における無電柱化の推進

○ 無電柱化に向けた警察所管施設工事に要する事業費の確保

- ・電線共同溝整備箇所における電柱の抜柱を推進するため、電柱添架信号機・感知器の移設等及び地中配線への切替えに要する事業費を確保すること

7. くらしの安全・安心の確保

»産業労働部、環境部、土木部、警察本部

1) 交通事故・犯罪被害防止に向けた取組みの推進

○ 通学路等における危険箇所の改善

- ・交通事故の防止のため、引き続き通学路等の危険箇所を中心に、信号機や横断歩道、路面標示、標識等の新設・補修等、地域の実情を踏まえた安全対策を責任を持って行うこと

○ 警察官による通学路を中心とした巡回警備等の継続実施

- ・登下校時等における犯罪の抑止や交通事故の防止による児童生徒の安全確保及び地域の不安解消のため、引き続き警察官による通学路を中心とした巡回警備等を行うこと

○ 交番・駐在所再編整備後における地域の不安解消

- ・交番・駐在所の再編整備後においては、地域の安全・安心を確保する観点から、パトロールや要望把握活動等を行い住民の不安解消に努めること

○ 住宅街における犯罪予防と体感治安の向上

- ・首都圏を中心に「匿名・流動型犯罪グループ」による連続強盗事件等の犯罪が発生しており、市民の不安感が増大していることから、住宅街へのパトロール、情報発信活動等を行い住民の不安解消に努めること

2) 暴力団対策の推進

○ 暴力団事務所等の周辺地域のパトロール等による安全確保

- ・市民の安全確保のため、引き続き暴力団事務所等の周辺地域のパトロール等を行うこと

3) 市内事業者に対する支援

- エネルギー価格高騰等による影響を受ける市内中堅企業・中小事業者の事業継続・雇用維持を下支えするきめ細やかな支援
- 新事業展開・DXの推進等、神戸経済の力強い成長を後押しする支援
- 地域の生活に必要な公共交通を維持するための支援
 - ・ 原油価格の高騰や運転手不足等に大きな影響を受ける公共交通事業者に対し、事業の維持・継続に必要な財政支援を行うこと

4) 生態系被害等防止対策の強化

- ニホンジカ、ツキノワグマの侵入・定着防止対策の実施
 - ・ 六甲山系の生態系保全や災害防止のため、周辺自治体及び国等の関係機関と連携したニホンジカの侵入・定着防止対策を実施し、生息域の拡大防止を図るとともに、必要な財政支援を行うこと
 - ・ 近年、ツキノワグマの行動範囲が県南部に拡大していることから、広域的なモニタリングを一層強化するとともに、市が実施する調査や被害防止対策について必要な財政支援を行うこと
- 特定外来生物対策の強化
 - ・ 特定外来生物のうち、特に初確認から間もないクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、ナガエツルノゲイトウ等による被害及び分布の拡大を阻止するため、防除対策への支援や広域防除連絡体制の強化を図ること

8. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実

»総務部、福祉部、保健医療部、教育委員会

1) 多様な高校教育環境の維持

○ 大阪府の高校授業料無償化による影響への対応策の検討・実施

- ・兵庫県内の多様な高校教育環境を維持するため、県のリーダーシップのもと、県内の市町、私立高校などの学校関係者とともに、対応策の検討を行い、実効性のある取り組みを早急に実施すること

2) 保育・福祉施設等の環境改善に向けた国への働きかけ

○ 地域区分の見直しにかかる財政支援

- ・幼稚園・保育所等の公定価格、児童養護施設等の措置費や介護・障害福祉サービスの報酬の設定については、これまでの国における処遇改善推進の取り組みに逆行することがないように、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分の算定の見直しを行い、必要な財政支援を行うこと

3) 特別支援教育の推進

○ 特別支援学校の整備

- ・特別支援学校への就学を必要とする児童生徒の受入れ体制については、特別支援学校の設置義務のある県において構築すること

○ 北区における特別支援学校の環境改善

- ・施設設備に問題があることから通学区域外の市立特別支援学校に通学している児童生徒が本来の区域内で通学できるよう、県立神戸特別支援学校の環境改善を実施すること

○ 私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実

- ・私立幼稚園及び学校法人立の認定こども園に対する「私立幼稚園特別支援教育振興費補助金」について、対象範囲を療育手帳等を有していない特別支援の必要な幼児に拡大するとともに、補助額を拡充すること

4) 保育所等における要支援児童等への支援

○ 地域連携推進員にかかる財政支援の創設

- ・保育士等が有する専門性を活かし、地域の保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化などを担う「地域連携推進員」の配置に必要な財源を確保すること

(参考) 保育所等における要支援児童等対応推進事業の概要

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 1 か所当たり 4,567 千円

【補助割合】 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市 1 / 4

5) 帯状疱疹ワクチン接種助成事業の拡充

○ 帯状疱疹ワクチン接種助成事業の継続実施と補助額の拡充

- ・帯状疱疹ワクチン接種助成事業について、継続して実施するとともにさらなる経済的負担を軽減するため補助額を拡充すること

6) 地域医療構想推進に向けた地域医療介護総合確保基金の活用

○ 地域医療介護総合確保基金における政令市への配分枠の設定

- ・大都市が早期に地域包括ケアシステムを構築できるよう、政令市への配分枠を設定するなど、政令市が主体的に事業に取り組むことのできる財政支援の仕組みを構築すること

7) 国民健康保険制度の安定化

○ 国民健康保険制度の安定化に資する事業の促進

- ・保険料水準の統一に向けては、円滑に移行できるよう市町と十分に協議を行うとともに、医療費適正化や収納対策などの市町の取組を評価し後押しするための新たなインセンティブ制度について、必要な財源支援を行うこと。

8) 重度障害者や難病患者に対する支援の充実

- 指定難病医療、小児慢性特定疾病医療等、他の公費負担医療の給付が受けられる場合における福祉医療との併用の実施
 - ・他の公費負担医療の給付を受けられる場合は併用を認めていない福祉医療について、難病患者等の費用負担を軽減するため、他の公費負担医療と福祉医療の併用を早急に認めること

9) 更生支援・再犯防止の推進

- 犯罪をした人等への支援
 - ・犯罪をした人等が再び罪を犯すことのないよう、兵庫県地域生活定着支援センターの体制充実に努めるとともに、市・関係機関と連携して更生支援の推進を図ること

9. 地方創生・権限移譲の推進

»総務部、企画部、保健医療部

1) 県市協調の取組みの推進

○ 地域創生に向けた県市協調の取組みのさらなる推進

- ・「次期兵庫県地域創生戦略（2025 年～2029 年）」においても、「神戸 2025 ビジョン（地方版総合戦略）」の具体的効果を高める、県市協調による先進的な取組みをさらに推進すること

2) 事務・権限及び税財源の移譲

○ 県から市への事務・権限及び税財源の移譲

- ・基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、事務・権限・財源の移譲を進めること
- ・事務・権限の移譲にあたっては、事務執行に必要な税財源の移譲や事務処理に必要なノウハウ・情報の提供を行うこと
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う、薬局の機能に関する認定制度にかかる事務の移譲に際しては、十分な協議を行うとともに、本市が実施する場合は必要な財政支援を行うこと

その他項目

兵庫県予算に対する提案・要望
神戸 戸 市

1. まちの活力の創出

»県民センター、企画部、県民生活部、産業労働部、農林水産部、環境部、土木部、まちづくり部、教育委員会

1) 市街地西部地域（神戸市営地下鉄海岸線沿線周辺地域）の活性化への支援

- 県立兵庫津ミュージアムを中心とした、地下鉄海岸線沿線施設や企業との一層の連携による集客力の強化
 - ・地下鉄海岸線沿線における県関係機関や集客施設等の立地促進及びノエビアスタジアム神戸・兵庫運河等を活用したイベント開催、支援の推進を行うこと
 - ・また、県立兵庫津ミュージアムで高い集客力が見込めるコンテンツを企画・実施すること

2) 公共交通の維持・充実

- 西北神地域の主要な基幹鉄道である神戸電鉄に対する支援
 - ・国の採択条件に合わせた鉄道施設の改良・更新にかかる事業費を確保すること
 - ・粟生線の存続を図るため、引き続き、広域行政を担う兵庫県が中心となって調整すること
- 生活バス路線補助にかかる要件の見直し
 - ・県の補助要件である平均乗車密度について、小児や定期利用者の取扱いを、運賃収入でなく実際の乗車人数に基づくよう見直すこと

3) 「神戸マラソン」開催にかかる取組みの継続

- さらなる魅力的な大会運営にかかる事業費、人員配置の確保
 - ・人件費や物価上昇に伴う警備費の高騰などに対応する安全・安心な大会運営に必要な事業費、人員配置を確保すること。
 - ・県市・関係団体との連携のもと、神戸マラソン 2025 からの新しいコースによる競技力の向上やまちの賑わい創出など多様な観点を備えた魅力的な大会運営となるように取り組むこと。

4)「神戸ルミナリエ」の財政支援

- 阪神・淡路大震災犠牲者の鎮魂と大震災の記憶を語り継ぎ、まちのさらなる魅力発信と集客を目指し開催する「神戸ルミナリエ」に関する財政支援の継続

5) 地場産業の振興

- 地場産業強化に対する財政支援
 - ・灘の酒、ケミカルシューズ、スイーツ、アパレルなどの地場産業における需要拡大、販路開拓、ブランド力強化、魅力発信、人材育成等の財政支援を拡充すること
- 真珠産業の振興に対する財政支援
 - ・「兵庫県真珠振興計画」に定められた流通の高度化や輸出の促進、需要拡大等に向けた取組みに対する財政支援を拡充すること

6) 商店街・小売市場の活性化への支援

- 商店街・小売市場への財政支援の拡充
 - ・安全・安心で魅力ある商店街・小売市場づくりに寄与する、施設・環境整備や賑わい創出・集客にかかる事業への財政支援の拡充を図ること

7) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）における各種行為に対する許可基準の緩和

- 瀬戸内海国立公園（六甲地域）における各種行為に対する許可基準の緩和及び実情に応じた柔軟な運用に関する国への働きかけ

8) 文化財の保護・活用の推進

- 文化財修理補助にかかる事業費の確保
 - ・文化財の保存修理や埋蔵文化財発掘調査等を計画的に実施し、文化財の活用を積極的に支援するため、国庫補助金の増額を国に対して共に働きかけること。また、これに伴う県の随伴の予算額を引き続き確保すること
 - ・県指定文化財の滅失を未然に防ぐため、防災設備の設置・改修のみならず保守点検等の維持・管理に関する財政支援を拡充すること

9) 豊かな海づくりの実現に向けた取組みの推進

○ 持続可能な漁業の推進

- ・ 海域への栄養塩類の供給を推進するため、深場での海底耕うんについて、水産多面的機能発揮対策事業において知事特認活動に位置づけられたが、活動計画として認められるまでの間、県単独事業として財政支援を拡充すること

○ 大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直し

- ・ 大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しにあたっては、海域や下水道処理施設の現況を踏まえ、栄養塩類の増加措置ができるよう効果的な計画とし、早期策定に向けて取り組むこと

○ 広域的な連携強化のための協議会の設立

- ・ 大阪湾における関係自治体等が連携・協力していくため、「大阪湾灘協議会」の早期結成に向けて取り組むこと

2. 安全・安心なまちづくりの推進

»農林水産部、環境部、まちづくり部、企業庁

1) 総合的な土砂災害対策の積極的な推進

○ 土砂災害特別警戒区域等の指定更新及び移転支援事業の拡充

- ・開発等の土地改変により、新たに土砂災害（特別）警戒区域が指定される箇所については、土地購入者等の不利益が生じないよう改変後、速やかに基礎調査を実施し、区域指定を行うこと
- ・土砂災害特別警戒区域内住宅の移転支援において、高齢・単身世帯にとっては、住宅の建設・購入のハードルが高く、ニーズ調査の結果、賃貸住宅への転居希望が多いことから、住宅賃借の助成メニューを創設すること

（参考）住宅・建築物土砂災害対策支援事業（県）

土砂災害特別警戒区域から移転する場合の費用支援

- ・対象：区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を移転し代替家屋の建設を行う者
- ・内容：①既存住宅の除去等に要する費用
②既存住宅に代わる住宅の建設に要する費用を借入れた場合における利息相当額補助
③住宅の建設・購入又は改修に要する経費（利子相当額補助を活用する場合に限る。）

2) 兵庫県水道用水供給事業の推進

○ 将来的な水需要の動向を見据えた効率的な事業経営の実施

- ・将来的な水需要の動向を見据えた投資の精査など効率的な事業経営に努め、受水費負担の軽減を図ること

3) 水質保全対策の推進

○ 千刃水源池における環境基準達成に向けた羽束川・波豆川の積極的な水質保全対策の推進

- ・環境基準の達成に向けて、千刃水源池上流域の自治体と連携しながら、水田等のリン負荷量発生源への低減対策を継続的に実施すること
- ・豪雨発生時における表土や倒木の千刃水源池への流入を抑制するため、水源池流域における保安林制度や住民参画型の森林整備事業等を活用した水源林保全策をより一層推進すること

3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実

»総務部、福祉部、保健医療部、教育委員会

1) 教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援

○ 保育士・幼稚園教諭等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育施設等で働く職員のさらなる処遇改善策に向けて、財政支援を拡充すること
- ・私学助成幼稚園の教諭のさらなる処遇改善策に向けた財政支援を拡充すること

(参考) 保育士等の処遇改善にかかる取組み (本市独自の取組み)

○ 民間児童福祉施設職員給与改善費

民間保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等の正規雇用職員に対し、勤続年数に応じた補助金を支給

○ 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金支給

- ・新卒保育士・潜在保育士 (正規雇用) への一時金支給

支給額: [1・2年目] 30万円

- ・採用後3～7年目の保育士 (正規雇用) への一時金支給

支給額: 年 20万円

※本市の定める長時間預かりを実施する幼稚園の教諭も対象

○ 潜在保育士等職場復帰支援一時金

潜在保育士が、朝・夕・休日の時間帯でパート勤務として雇用された場合に 10万円を支給

※本市の定める長時間預かりを実施する幼稚園の教諭も対象

(参考) 私学助成幼稚園の状況

○ 市内の私学助成幼稚園の園数

平成 26 年度: 97 園 平成 27 年度: 63 園 令和 5 年度: 30 園 令和 6 年度: 19 園

○ 私立学校振興助成 (経常費補助) 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

公定価格 (施設型給付費) 国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市 1 / 4

○ 1 号子どもにかかる公定価格 (施設型給付費) の実績額

令和 5 年度: 87 億円 (国: 33 億円、県: 27 億円、市: 27 億円)

2) 保健衛生施策の充実

○ 骨髄移植後等における予防接種の再接種助成事業の拡充

- ・所得制限を撤廃し、抗がん剤治療等で医師が特に必要と認める場合も助成対象とするよう拡充すること

○ 若年者の在宅ターミナルケア財政支援の拡充

- ・40 歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で、安心して自分らしい生活がすごせるよう、助成対象への福祉用具・在宅医療機器の購入費用の追加、在宅サービス利用料の助成率・上限額の引き上げなど、財政支援の拡充を行うこと

○ がん患者アピアランスサポート事業の拡充

- ・がん治療による外見の変化により、社会参加への不安を持つがん患者の方への補正具の購入費用の助成制度における所得制限及び助成回数制限の廃止、補正具の種類にかかる医療用限定の解除など、補助要件を緩和し、財政支援の拡充を行うこと

3) 地域医療提供体制の整備

○ 産婦人科・小児科をはじめとする医師確保対策のさらなる充実

- ・夜間・土日休日の救急を担う勤務医への手当の財政支援を行うこと
- ・産科医の分娩取扱手当等を拡充すること
- ・子育て世代医師の働きやすい職場環境を整備すること

○ 看護師等の安定的な確保に向けた総合的な対策の充実

- ・看護師等養成所や院内保育所等の運営に対する財政支援を拡充すること
- ・潜在看護師の復職促進のための臨床実務研修等に対する支援を拡充すること
- ・ナースセンター（ナースバンク事業）や看護職員登録制度のPRを行うこと

○ 神戸こども初期急病センターをはじめとした市内における救急医療体制に対する支援の充実

- ・小児科救急対応病院群輪番制の国補助基準額の増額及び小児救急医療に対する診療報酬の拡充について国への働きかけを行うこと
- ・小児初期救急センター運営事業の国の補助要件である県の随伴補助を実施すること

○ 救急安心センター事業（#7119）の県域展開の実現

- ・都道府県単位で実施することが適当とする国の方針に従い、夜間休日における医療の適正受診を促し、二次救急病院の負担軽減などにつながる救急安心センター事業について、県域で広く実施するために必要な体制を早期に構築すること

4) 子育て世帯の医療費負担への支援

○ 乳幼児等医療費助成及びこども医療費助成の継続

5) 妊婦に対する支援

○ 不安や問題を抱える妊婦への支援にかかる費用負担の見直し

- ・ 予期せぬ妊娠 S O S 相談事業及び特定妊婦等居場所確保・自立支援事業について、県下全域を対象とした事業であることから、県下市町に対し支援実績に応じた適切な事業費負担を求めること
- ・ また、利用者支援は本市保健師が担っているほか、居場所退所後の母子生活支援施設等の利用に関する費用も本市負担となっていることから、財政支援を拡充すること

6) 孤独・孤立に対する支援

○ ヤングケアラー等に対する支援の拡充

- ・ 家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている児童や若者、声をあげることができない社会的弱者などに対する支援や、関係機関・周囲の関係者への理解の促進など、施策の拡充を図ること

7) 社会環境の変化に応じた教育活動の推進

○ 教員の長時間勤務解消及び地域・保護者との連携

- ・ 教員の長時間勤務の解消に向けて、学校依存に対する社会全体の意識を改め、地域や保護者の理解・協力を得られるよう広報活動に取り組むこと

○ 小中学生の体験活動の改善

- ・ 小学生の環境体験や自然学校、中学生の「わくわくオーケストラ教室」や「トライやる・ウィーク」などの体験学習について、保護者の経済的負担を軽減するとともに、教員の働き方改革をふまえ、学校の実情に応じた柔軟な事業実施を可能とすること

